

本市の給水装置工事に関する留意点

多賀城市上下水道部施設整備課

令和7年1月

本市の給水装置工事に関する留意点目次

	ページ数
1 多賀城市給水条例について	・・・ 3
2 申込書提出前の協議について	・・・ 10
3 給水装置工事申込・竣工検査受付	・・・ 12
4 給水装置工事申込書関係様式について	・・・ 14
5 給水装置工事申込について	・・・ 16
6 給水装置工事の設計変更について	・・・ 27
7 分岐の制限について	・・・ 29
8 配管工事の留意点	・・・ 30
9 断水・せん孔について	・・・ 32
10 給水装置工事竣工関係について	・・・ 34
11 竣工写真の参考例	・・・ 43
12 給水装置工事竣工検査留意点	・・・ 56
13 給水装置工事事故事例	・・・ 63

1 多賀城市給水条例について —給水装置工事関連抜粋—

(給水装置の定義)

第3条 この条例において「給水装置」とは、需要者に水を供給するために市の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

(給水装置の種類)

第4条 給水装置は、次の3種とする。

- (1) 専用給水装置 1世帯又は1箇所専用するもの
- (2) 共用給水装置 2世帯又は2箇所以上で共用するもの
- (3) 私設消火栓 消防用に使用するもの

(構造及び材質)

第5条 給水装置の構造及び材質は、水道法施行令(昭和32年政令第336号)第6条に定める基準に適合しているものでなければならない。

(給水装置の新設等の申込み)

第6条 給水装置の新設、改造、修繕(法第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)**又は撤去をしようとする者**(以下「工事申込者」という。)**は、あらかじめ**水道事業の管理者の権限を行う**市長**(以下「管理者」という。)**に申し込み、その承認を受けなければならない。**

2 管理者は、必要があると認めたときは、工事申込者に対し、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。

(第三者の異議についての責任)

第7条 給水装置の新設、改造、修繕(法第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)**又は撤去の施行に関し、利害関係人その他の者から異議があつたときは、工事申込者の責任とする。**

(新設等の費用負担)

第8条 給水装置の新設、改造、修繕又は撤去に要する費用は、当該給水装置の新設、改造、修繕又は撤去をする者の負担とする。ただし、管理者が特に必要があると認めたものについては、市がその費用の全部又は一部を負担することができる。

(工事の施行)

第9条 給水装置工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定をした者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施行する。

2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ市の設計審査(使用材料の確認を含む。)を受け、かつ、工事竣工後に市の工事検査を受けなければならない。

3 第1項の規定により、管理者が給水装置工事を施行する場合には、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。

(給水管及び給水用具の指定)

第10条 管理者は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から水道メーター(以下「メーター」という。)までの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

2 管理者は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口からメーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。

3 略

(メーターの設置)

第16条 使用水量は、市の設置したメーターにより計量する。ただし、管理者がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 メーターは、給水装置に設置し、その位置は管理者が定める。

3 略

(メーターの保管)

第19条 メーターは、水道の利用者又は管理人若しくは給水装置の所有者(以下「水道利用者等」という。)に保管させる。

2 水道利用者等は、善良な管理者の注意をもつてメーターを管理しなければならない。

3 水道利用者等が前項の管理義務を怠つたためにメーターを亡失し、又はき損した場合は、その損害額を弁償しなければならない。

(加入金)

第34条 給水装置の新設又は改造(給水管の口径を増す場合に限る。以下この条において同じ。)をする者から水道加入金(以下「加入金」という。)を徴収する。

2 加入金の額は、別表第3に掲げる給水管の口径区分に応ずる金額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、改造する場合の加入金の額は、新口径に応ずる加入金の額と旧口径に応ずる加入金の額の差額とする。

3 第16条第3項の適用を受ける者(市にメーターを寄附した者に限る。)の加入金の額は、集合住宅等の各戸について前項本文の例により求めた額の合計額と既納の加入金の額の差額とする。

4 第1項及び第2項の加入金は工事申込みの際、前項の加入金は適用申出の際に徴収する。ただし、管理者が特別の理由があると認めたときは、工事申込み又は適用申出後に徴収することができる。

(水資源開発負担金)

第34条の2 市の給水を受けることとなる建築物(計画1日最大給水量が10立方メートル以上のものをいう。)の建築(増築及び改築を含む。)又は宅地(造成面積が1,000平方メートル以上のものをいう。)の造成をする者から計画1日最大給水量に1立方メートル当たり42,000円を乗じて得た額に100分の110を乗じて得た額の水資源開発負担金を徴収する。

2 前項の水資源開発負担金は、市の給水に関する協議又は給水の申込みの際徴収する。ただし、管理者が特別の理由があると認めたときは、協議又は申込み後徴収することができる。

(手数料)

第35条 手数料は、別表第4の区分により申込者から申込みの際これを徴収する。ただし、管理者が特別の理由があると認めたときは、協議又は申込み後徴収することができる。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第38条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。

ただし、法第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

2 申込書提出前の協議について

直結協議、受水槽式給水、開発協議に該当する工事の時は、申込書提出前に協議が必要です。

1) 直結協議

3階建建築物、口径25ミリ以上の場合は、「直結給水事前協議申請書」を作成し、水理計算書や平面図等の資料を添付してください。

「給水装置の水圧や水量は確保されているか」「給水管のサイズは適正か」などを、申込書提出前に確認します。

※口径25ミリ以上でも2階建て以下の戸建てや共同住宅の給水装置については、直結給水事前協議を省略し、給水装置工事申込書に水理計算書等の資料を添付することになっています。

2) 受水槽式給水について

受水槽式給水の場合は、「受水槽式給水についての協議書」に水理計算書や受水槽の図面等の資料を添付してください。

3) 開発協議について

開発行為による給水の場合は、「開発行為事前協議書」を都市産業部都市計画課に提出してください。

「開発行為事前協議書」を作成するにあたり、上下水道部の担当者と帰属される配水管の施工方法、ドレンの位置、給水管の分岐方法などについて打合せを行ってください。

3 給水装置工事申込・竣工検査受付

(1) 工事申込み受付業務

時間 午前9:00から12:00まで
午後1:00から3:00まで
(メーター払出し、断水等受付業務も同じ)

令和2年度以降、メールによる事前確認、郵送による申込み・竣工検査受付等を実施しています。

設計審査・施工の承認まで時間を要するため、工期の着工日は、申込を受理した日から起算して中3日(土曜・祝祭日を含まない)を空けて、4日目以降の日付を記入願います。

※相談等がある場合は窓口にお越しただいて構いません。

(2) 竣工検査業務

曜日 週2回 火・木曜日

午前	9:30～10:00	午後	1:30～2:00
	10:00～10:30		2:00～2:30
	10:30～11:00		2:30～3:00
	11:00～11:30		3:00～3:30

竣工検査の届出は、メールによるチェックが完了したものを郵送し、市で竣工届を収受した日から中3日（休業日を含まない）以降に、竣工検査を実施します。（火曜日検査希望の時は前週の水曜日まで、木曜日検査希望の時は前週の金曜日まで届くようにしてください。）

竣工検査は施主への引渡し前までに受けてください。

※急ぎの場合は窓口にお越しただいて構いません。

4 給水装置工事 申込書関係様 式について

給水装置工事申込書等は

- 1 多賀城市HPの、トップページから、右下の電子行政サービスの申請書ダウンロードをクリック（以下「➡」で表示。）
- 2 『申請書・届出書等一覧』のページへ➡
- 3 申請書・届出書など一覧の中の水道➡
- 4 給水装置申込書関係様式

にあります。

多賀城市公式ホームページ 1/2 ページ

多賀城市

文字サイズ: 縮小 標準 拡大 色合い変更: 標準 青 黒 黄

音声読み上げ Foreign Language

検索

緊急・災害情報 台風19号に関するお知らせについては、[関連情報ページ](#)をご確認ください。

いざというとき 不審者情報 (12月26日更新) 防災・防犯情報 休日夜間応急診療 相談窓口

メニュー

健康・福祉	くらし・手続き	子育て・教育
	史跡・観光	文化・スポーツ
地域づくり 市民活動	市政情報	ふるさと応援 寄附
		企業の皆様へ

注目情報 新着情報 募集情報

年頃のごあいさつ
り災証明書の発行
プレミアム付商品券事業
台風第19号関連情報

注目情報一覧 注目情報RSS

東日本大震災関連情報 ⑧ たがじょう 見聞憶

くらしのガイド

出産・保育	入国・入学
就職・退職	引越・住まい
結婚・離婚	高齢・介護
ごみ リサイクル	バス・電車

よく見られるページ

採用情報
バス・電車
入札
よくある質問

広報

広報多賀城1月号発行
記者発表資料

市民の声 多賀城市へのご意見・ご要望はこちら

市長の部屋

多賀城

電子行政サービス
申請書ダウンロード
電子申請サービス
電子アンケート回答

イベント
カレンダー

施設案内
施設予約

多賀城市のホームページ「給水装置工事申込書関係様式」に下記の様式が記載されていますので、この様式を使って申請してください。用紙の厚さに指定があるので確認して提出してください。

- 給水装置関係様式一覧
- 給水装置工事申込書および施工計画書の記入例
- (様式第1号)給水装置工事申込書 *記入例
- (様式第2号)給水装置工事設計変更申込 *記入例
- 給水装置工事施工計画書 *記入例
- (様式第3号)給水装置工事申込取消届 *記入例
- (様式第4号)給水装置工事竣工届 *記入例
- 給水装置台帳、*記入例
- (様式第5号)給水装置工事再検査申込書 *記入例
- (様式第13号)給水装置工所有者変更届 *記入例
- 一時給水使用願出書 *記載例
- 給水装置廃止届 *記入例

5 給水装置工事申込について

給水装置工事申込書(資料1)作成上の留意点

(1) 給水装置の種類・工事種別

該当箇所以外を二重線で削除する方法で記載します。

(2) 設計審査・施工の承認まで時間を要するため、工期の着工

日は、申込を受理した日から起算して中3日(土曜・祝祭日を含まない)を空けて、4日目以降の日付を記入願います。

(3) 利害関係人の同意、委任者及び受任者の記名を確認後、

精査して提出願います。

(4) 工事が新設及び改造の場合は、建築確認済証の写しを

添付願います。

(5) 押印に関し、資料2以降は資料1を参考に作成してください。

※詳しい記載方法は、多賀城市HP内の記入例を参考にしてください。

給水装置工事申込書
(資料1)

課長	技術管理者	課長補佐	係長	係員
※公印(会社印)は、自筆の場合若しくはスタンプ印の場合は不要です。				
決裁年月日	令和 年 月 日	収受番号	第 号	

指 定 番 号	
給水装置工事 主任技術者	受付者

給 水 装 置 工 事 申 込 書

- ① 設 置 場 所 多賀城市 中央2丁目1-1
- ② 工 事 申 込 者 タカシヨウ 多賀城 太郎
- ③ 給水装置の種類 専 用 給 水 装 置 共 用 給 水 装 置
- ④ 工 事 種 別 新 設 ~~改 造~~ ~~修 繕~~ ~~撤 去~~
- ⑤ 工 期 着工 令和 〇年 〇月 〇日 竣工 令和 〇年 〇月 〇日
- ⑥ 利 害 関 係 人 の 同 意

所 有 者	家 屋	住 所 多賀城市 中央2丁目1-1 氏 名 多賀城 太郎	←自筆の場合、押印不要→	印
	土 地	住 所 多賀城市 中央2丁目1-1 氏 名 多賀城 太郎		印
		住 所 多賀城市 中央2丁目1-1 氏 名 多賀城 花子	←スタンプ印の場合、押印不要→	印
	給水装置 配水管	分岐 住 所 多賀城市上下水道部 氏 名		

⑦ 委 任

委 任 事 項	① 給水装置工事の申込みから竣工までの手続及び施工に関する一切 ② 手数料及び水道加入金等の納入に関する一切			
委 任 者	住 所 多賀城市 中央2丁目1-1 氏 名 多賀城 太郎			印
受 任 者	住 所 多賀城市中央2丁目25-7 氏 名 多賀城水道工事店 多賀城 史夫	←データ入力し印刷した場合、 押印必要→		印

上記のとおり給水装置工事を施工したいので、規定の手数料及び水道加入金等を添えて申し込みます。

- ⑧ 令和 〇 年 〇 月 〇 日
- 多賀城市長 殿
- ⑨ 受 任 者 住 所 多賀城市中央2丁目25-7
(指定給水装置工事事業者) 氏 名 多賀城水道工事店 多賀城 史夫 印
給水装置工事主任技術者
- ⑩ 免状交付番号 第 123456 号 氏 名 多賀城 工事 印

⑪

手 数 料	水 道 加 入 金	水 資 源 開 発 負 担 金
種 別	mm 個～ mm 個	mm 個～ mm 個
設計審査	円	円
工事審査	(消費税 円)	(消費税 円)
合 計	円 合計	円 合計
断 水 工 事 せ ん 孔 工 事		⑫ 受 付
有 ・ 無		
予 定 日 年 月 日	予 定 日 年 月 日	
一 時 給 水 有 ・ 無		号

給水装置工事施工計画書(資料2)作成上の留意点

(1) 工事概要欄の①工事種別から⑪その他までの項目の該当箇所以外を二重線で削除願います。

⑥メーターの位置及び⑦止水栓の位置も記入願います。

(2) 施工計画書の位置図は、場所が明確に判断出来るものとし、のり付けは不可とします。

(3) 施工計画書の平面図の給水装置表示方法は、既設管は赤色破線、新設管は赤色実線で記入願います。

(4) 給水装置の所有者変更等、権利譲渡が必要となる物件については、給水装置工事申込書に給水装置所有者変更届(資料3)や宅地内引込管譲渡書(資料4)を添付してください。

- (5) 市の配水管から直接ではなく、共同管や第三者の給水管から分岐(せん孔)して、給水管を引込む場合は、給水管・共用管分岐承諾書(資料5)を添付してください。
- (6) 給水装置の所有者変更(親族を除く)が伴う工事で、市の配水管から直接ではなく、共同管や第三者の給水管から宅内に分岐されている給水管を利用する場合は、給水管・共用管使用承諾書(資料6)を添付してください。
- (7) 第三者の土地に給水装置を設置する場合は、土地使用承諾書(資料7)を添付してください。
- (8) 給水装置工事チェックシート(事前・申込み)(資料8)で、提出前に書類の内容をチェックしてから提出してください。

※詳しい記載方法は、多賀城市HP内の記入例を参考にしてください。

給水装置工事施工計画書(資料2)

給 水 装 置 工 事 施 工 計 画 書

1. ① 給 水 装 置 設 置 場 所 多賀城市 中央2丁目1-1

2. ② 給 水 装 置 申 込 者 名 多賀城 太郎

3. ⑬ 指定給水装置工事事業者 多賀城水道工事店

4. 工 事 概 要

①工事種別	④新設・改・修・撤去
②給水対象	⑭戸建・集合・アパート・受水槽 その他
③メーター口径	⑮φ20mm×1ケ・φmm×ケ・口径変更φmm×ケ→φmm×ケ
④給水管取出	⑯配水管・給水管 口径50mm 管種PP・取出給水管 口径25mm 管種PP
⑤掘削部分	⑰国・道・県・市・私・道・私有地（自己所有・他大所有）
⑥メーター位置	⑲官民境界より1.5m・民民境界より0.5m・設置場所宅地内
⑦止水栓位置	⑲官民境界より0.5m・民民境界より2.5m・設置場所宅地内
⑧事前協議	⑳未・済・無
⑨協議事項	㉑無・有（開発行為（造成・建築）・受水槽・直結協議）
⑩分水・分岐止	㉒無・有（せん孔、チーズ）（サドル止、切管+ソケット）
⑪その他	㉓読渡書・土地使用者承諾書・分岐引継承諾書・念書・覚書

5. 給 水 装 置 材 料 表

㉔ メーター上流側給水管及び給水用具材料

品 種	寸 法	呼 称	数 量	備 考
サドル付分水栓	φ50×φ25	ケ	1	
PP管	φ25	m	3	
PP管	φ20	m	2	
保温チューブ	φ25	m	3	
保温チューブ	φ20	m	2	
止水栓	φ25	ケ	1	
PPソケット	φ25×φ20	ケ	1	
開閉防止型止水栓	φ20	ケ	1	
逆止弁	φ20	ケ	1	
メーターボックス	φ20用	ケ	1	
防食テープ		式	1	

㉕ メーター下流側給水管及び給水用具材料表(管類、継手類、給水用具等)

メーター下流側給水管及び給水用具材料を記載してください

上記給水管及び給水用具の使用材料は、政令で定める基準に適合している基準適合品を使用することを確約いたします。

⑩ 給水装置工事主任技術者 免状交付番号 第 123456 号
氏名 多賀城 工事

㉔ 平 面 図

平面図：給水取出し部分から、給水用具までの給水装置の平面図。
縮尺は1/100または1/150とする。用紙に納まらないときは別紙可とする。

㉕ 位 置 図

㉖ 市で記入します	既設給水装置 (加入金)の有無	有・無 mm
	水栓番号	
	メーター番号	
	指 示 事 項	
㉗ 上記指示事項を厳守し、給水装置工事を行う事。 年 月 日承認		

申請場所は赤で囲み斜線を引く

所有者変更届 (資料3)

※売買等で旧所有者の署名
が難しい場合には、住所・
氏名を記載し、売買契約書
の写し又は登記簿の写しを
添付願います。

旧所有者が亡くなっている
場合には住所・氏名のみを
記載し、添付資料不要です。
上下水道部で確認します。

様式第13号(第12条関係)

課長	技術管理者	課長補佐	係長	係員	給水装置工事 主任技術者	受付者
決裁年月日	年 月 日	収受番号	第 号			

給水装置所有者変更届

設置場所 多賀城市 中央2丁目1-1

給水装置の種類 専用給水装置 ~~共用給水装置~~

上記の給水装置の所有者を変更したので、多賀城市水道事業給水条例第20条第2項第2号の規定
により届け出ます。

令和 〇 年 〇 月 〇 日

多賀城市長 殿

新所有者 住 所 多賀城市中央2丁目1-1

フリ ガナ タカジョウ タロウ
氏 名 多賀城 太郎

旧所有者 住 所 多賀城市中央2丁目1-1

フリ ガナ タカジョウ シロウ
氏 名 多賀城 二郎

水 栓 番 号	メーター口径	メーター番号	受 付 印
1234 - 5678	20 mm	B - 1234	
—	mm	—	
—	mm	—	
—	mm	—	入 力 者
—	mm	—	
—	mm	—	

※旧所有者 のため署名が得られませんので、
(売買契約書・住民基本台帳・全部事項証明書) 写しを添付し届け出ます。

宅地内引込管譲渡書 (資料4)

宅 地 内 引 込 管 譲 渡 書

令和 ○ 年 ○○ 月 ○○ 日

多賀城市長 殿

今般（市配水管・私所有）の PPφ50 mm管より分岐して
多賀城市 中央2丁目25-7 地内の敷地内に
引込みしてある給水装置の一切を譲渡します。

なお、この件に関し紛争が生じたときは、当事者間においてその一切を解決し
ます。

譲渡人 住所 多賀城市中央2丁目1-1

氏名 多賀城 太郎 印

譲受人 住所 多賀城市中央2丁目25-7

氏名 国府 花子 印

給水管・共用管分岐 承諾書（資料5）

足りない場合はコピーし
て使用してください

別紙

給水管・共用管分岐承諾書

令和〇年〇〇月〇〇日

多賀城市長 殿

今般、私所有の多賀城市 中央2丁目◎◎-〇 地内の（給水管・
共用管）φ30 mm管から φ25 mm管を分岐することを承諾します。

なお、この件に関し紛争が生じたときは、当事者間においてその一切を解決
します。

（給水管・共用管）所有者 住所 多賀城市中央2丁目1-1

氏名 多賀城 太郎 印

給水装置工事申込者 住所 多賀城市中央2丁目25-7

氏名 国府 花子 印

給水管・共用管分岐承諾書

令和〇年〇〇月〇〇日

多賀城市長 殿

住 所 多賀城市中央2丁目◎-〇
（給水管・共用管）所有者 フリガナ 姉ジョウ 伊時
氏 名 多賀城 一郎 印
電話番号（ 022 ） 123 — 4567

住 所 多賀城市中央2丁目◎-▲
（給水管・共用管）所有者 フリガナ 姉ガミ ヤ知由
氏 名 笠神 八幡郎 印
電話番号（ 022 ） 987 — 6543

住 所 多賀城市中央2丁目〇-▲△
（給水管・共用管）所有者 フリガナ 姉サキ オシロ
氏 名 高崎 大代子 印
電話番号（ 090 ） 1234 — 5678

住 所 多賀城市中央2丁目〇-△☆
（給水管・共用管）所有者 フリガナ ト姉ヤ ゲバオ
氏 名 留ヶ谷 下馬男 印
電話番号（ 070 ） 9876 — 5432

給水管・共用管使用 承諾書(資料6)

給水管・共用管使用承諾書

令和 ○ 年 ○○ 月 ○○ 日

多賀城市長 殿

多賀城市 中央2丁目◎-○ 地内の敷地内に
埋設されている（給水管・共用管）を使用することを承諾します。

なお、この件に関し紛争が生じたときは、当事者間においてその一切を解決し
ます。

（給水管・共用管）所有者 住所 多賀城市中央2丁目1-1

氏名 多賀城 太郎 印

給水装置工事申込者 住所 多賀城市中央2丁目25-7

氏名 国府 花子 印

土地使用承諾書 (資料7)

別紙

土 地 使 用 承 諾 書

令和 〇 年 〇〇 月 〇〇 日

多賀城市長 殿

住 所 多賀城市中央2丁目1-1

土地所有者 フリガナ タカシヨウ タロウ

氏 名 多賀城 太郎 印

電話番号 (0 2 2) 1 2 3 - 4 5 6 7

給水装置工事に伴い、私が所有する土地の使用及び一部掘削を承諾します。

なお、この件に関し紛争が生じたときは、当事者間においてその一切を解決します。

記

給水装置の設置場所	多賀城市 中央2丁目25-7
給水装置設置者氏名	国府 花子
承諾する土地の表示	多賀城市 中央2丁目◎-○▲
土 地 の 使 用 目 的	給水管布設工事のため

土 地 使 用 承 諾 書

令和 〇 年 〇〇 月 〇〇 日

多賀城市長 殿

住 所 多賀城市中央2丁目◎-○

土地所有者 フリガナ タカシヨウ イチロウ

氏 名 多賀城 一郎 印

電話番号 (0 2 2) 1 2 3 - 4 5 6 7

住 所 多賀城市中央2丁目◎-▲

土地所有者 フリガナ カガミ ヤウタロウ

氏 名 笠神 八幡郎 印

電話番号 (0 2 2) 9 8 7 - 6 5 4 3

住 所 多賀城市中央2丁目○-▲△

土地所有者 フリガナ タカサキ オオシロコ

氏 名 高崎 大代子 印

電話番号 (0 9 0) 1 2 3 4 - 5 6 7 8

住 所 多賀城市中央2丁目○-△☆

土地所有者 フリガナ トダギヤ ゲバオ

氏 名 留ヶ谷 下馬男 印

電話番号 (0 7 0) 9 8 7 6 - 5 4 3 2

給水装置工事チェックシート（事前・申込み）（資料8）

給水装置工事 チェックシート（事前・申込み）	年 月 日作成
多賀城市	測定番号
	水栓番号
申込者	工事区分 新設□ 改造□ 撤去□
工事事業者	工事予定 年 月 日
	竣工予定 年 月 日

該当する項目に✓印、該当なしは－印を記入		施行者	市
【事前確認（申込前）】			
給水区域	給水装置設置場所は多賀城市の給水区域か。	□	□
排水管・共同管等	分岐をしようとする本管の口径、材質、所有者を確認したか。 ※既設の共同管や他人名義の給水管を使用する場合、同意書を提出	□	□
既存の分岐状況	既存の給水管の分岐の有・無を水道台帳（マッピングシステム）で確認したか。	□	□
有る場合	… 既存の分岐管の口径、材質を確認したか。メーター口径は確認したか。 既存の配管や止水栓はそのまま使えるか、増径や減径が必要か確認したか。	□	□
無い場合	… 既に宅地の場合は、過去に分岐が無いか古い給水台帳も確認したか。 周囲の宅地の分岐も申請の場所とは関係ないことを確認したか。 最近の開発等でマッピングシステムに反映されてないことはないか。	□	□
分岐・分岐止	分岐をする位置に問題は無いか。他の分岐箇所から30cm以上離す等。 新しく分水（分岐）する場合、既設の分岐止めを計画しているか。	□	□
道路関係	国道、県道、市道等申込み前に、担当職員と事前協議をしているか。 ※国や県に道路使用許可の申請をしてから約1ヶ月掛かる 道路、通路に布設する共同管で口径30mm以上の場合、排水設備を設置する。 給水管（非金属管）を道路内に縦断して布設する場合は、ローケーティングワイヤーを設置する。	□	□
関係者との協議	申込前に利害関係人と協議し同意を頂いているか。（家屋、土地、共同管等） ※他人の土地を通過する場合、土地使用承諾書を提出することの確認。	□	□
所有者変更	給水装置の所有者変更がある場合、申込時に提出することの確認。	□	□
給水管（既設）	鉛管を使用していないか。（再利用不可） ※人体に有害である。漏水のリスクが高い。 鉄管を使用していないか。（再利用は推奨しない。） ※錆や濁りの原因である。漏水のリスクが高い。 PP管一層管（昭和～平成3年頃までは可能性大）を使用していないか。 ※内面が剥離して黒い異物が出る。経年劣化や石等の接触で漏水のリスクが高い。 上記の給水管については再利用した時のリスクを説明し、給水管の更新をお願いする。説明の上、所有者が既存管の再利用を希望する場合（鉛管は不可）は漏水や出水不良などが発生した時に、市に迷惑を掛けない旨の念書を所有者と指定店の連名で提出する。	□	□
直結協議	直結協議が必要か確認したか ※口径25mm以上又は、3階以上（口径20mmでも対象）。 ※給水管の口径が25mm以上で2件以上分岐（分岐後は口径20mmでも）している場合	□	□

【給水装置工事申込書】		施行者	市
記載事項の確認	工事申込者、利害関係人の同意、委任の住所・氏名はあるか。	□	□
日時	年号は記載されているか。	□	□
加入金	加入金が必要かどうか確認したか。 ※過去の権利の有無。 加入金の権利が隣地など何件かに振分けられていないか確認したか。	□	□
手数料	一般・直結協議・受水槽協議・給水装置の廃止の別を確認したか。	□	□
【給水装置工事申込書】			
4. 工事概要	工事概要に記載漏れがないか。	□	□
③メーター口径	13mm・20mmの時の水栓数は規定より超えていないか。平面図で確認。 ※13mm 6栓以内、 20mm 15栓以内。	□	□
④給水管取出	配水管の口径・管種等を確認したか。取出給水管の口径・管種は適正か。	□	□
⑩分水・分岐止	断水工事、せん孔工事の有無を確認したか。提出書類有り。	□	□
5. 給水装置材料表	図面と名称・規格・数量の整合はとれているか。	□	□
メーター下流側	逆止弁（チャッキ）やポリエチレン管保護の保温チューブは入っているか。 平面図と名称・規格・数量の整合はとれているか。 材料表に給湯器がある場合は記載しているか。 銅管（SGP）や銅管（CP）使用時、防食テープ巻の写真を竣工時に提出する確認をしたか。	□	□
平面図	縮尺は1／150以上か。方角を記載しているか。位置図は分かり易いか。 位置図はのり付け不可。	□	□
配水管	配水管からの分岐（分岐止）箇所から図面を書いているか。	□	□
配水管	配水管の分岐箇所の口径、管種を給水台帳（マッピングシステム）で確認したか。	□	□
排水管・給水管	給水管の赤線は太く見易いか。新設…実践、既設管…破線。	□	□
メーター	メーターは官民境界から1.5m以内で、屋外かつ検針しやすい位置にあるか （単に見栄えや意匠の為に1.5mを超えることは不可）。 なお、アパート等の場合、屋外にて検針可能ならばパイプシャフト内でも可）	□	□
給水管	給水管の口径、材質は給水器具の末端まで全て記載しているか。	□	□
受水槽	開始届（総容量と有効水量の明示等）、水理計算書。	□	□
アパート等	末端ドレンを設置しているか。逆止弁（チャッキ）は付いているか。	□	□
共用管	口径30mm以上で延長が30m以上の共用管に排水装置（逆止弁付）が設置されているか。	□	□
一時給水	有り 無し	□	□
手書欄		□	□
		□	□
		□	□

チェックリストは、申請時に提出し市担当者に確認を受け「写し」受領する。

6 給水装置工事の設計変更について

給水装置工事申込書に記載した内容について変更がある場合は「給水装置工事設計変更申込書」(資料9)に変更設計図面を添付して提出してください。

- (1) 被分岐管に変更がある場合。
- (2) 口径・所有者(配水管・私管)の変更。
- (3) 分水から既設管再使用に変更する場合。
- (4) 既設分水栓再使用から分水に変更する場合。
- (5) 取出し口径を変更する場合。

給水装置工事 設計変更申込書 (資料9)

給水装置工事変更 申込書の記入例

様式第2号(第3条関係)					指 定 番 号	
課 長	技術管理者	課長補佐	係 長	係 員	給水装置工事 主任技術者	受付者
決裁年月日	年 月 日	収受番号	第	号		

給水装置工事設計変更申込書

設 置 場 所 多賀城市 **中央2丁目 1-1**

工 事 申 込 者 **多賀城 太郎**

給水装置の種類 専 用 給 水 装 置 ~~共用給水装置~~

工事申込年月日 **令和** ○年 ○月 ○日

工 事 種 別 新 設 ~~改 造~~ ~~修 繕~~ ~~撤 去~~

変 更 内 容

上記のとおり設計を変更したいので、手数料等を添えて申し込みます。

令和 ○年 ○月 ○日

多賀城市長 殿

委 任 者 住 所 **多賀城市中央2丁目 1-1**
氏 名 **多賀城 太郎**

受 任 者 住 所 **多賀城市中央2丁目 25-7**
(指定給水装置工事事業者) 氏 名 **多賀城水道工事店**
多賀城 史夫

給水装置工事主任技術者
免状交付番号 第**123456**号 氏 名 **多賀城 工事**

設 計 変 更 項 目	設 計 変 更 手 数 料	円		収 受 番 号	番 号
		当 初	変 更	過 不 足 金 額	受 付
	水 道 加 入 金 (消 費 税 込 み)	個 円	個 円	円	
	水 資 源 開 発 負 担 金 (消 費 税 込 み)	円	円	円	
	合 計	円	円	円	

7 分岐の制限について

- (1) 送水管及び異形管からは分岐できません。
- (2) 被分岐管が管網を形成している場合は、被分岐管の1段落ち、受水槽式給水は2段落ちまでの口径とします。
- (3) 被分岐管が行き止まりの場合は、直結式給水・受水槽式給水とも2段落ちまでの口径とします。
- (4) 給水管を分岐して取出す場合は、他の分岐箇所から30cm以上離してください。
- (5) 道路(公道)の交差点内での分岐は不可とします。
- (6) 同一敷地内への取出しは、原則1箇所とします。
- (7) 道路内の給水管は、口径25mm以上とします。

8 配管工事の留意点

(1) 埋設管の保護

道路内及び宅地内のPP配管は、保温チューブ(給水用)で保護してください。

(2) 道路及び通路に布設する共用管で、口径30mm以上の場合は、末端に排水設備(口径25mm以上、逆止弁付き)を設置願います。

(3) 給水管(非金属管)を道路内に布設する場合は、管明示シートを設置してください。

(4) 市道、公共物以外の埋設深度

埋設場所	口 径	埋設深度	備 考
通路	20mm以上	60cm以上	私道(専用・共用)
通路・ 宅地	50mm以上	60cm以上	専用通路含む
	40mm以下	45cm以上	

※埋設場所が道路(国道・県道・市道)の場合は、道路管理者等の条件による。

9 断水・せん孔について

(1) 断水について

- ・原則**毎週月曜日または水曜日**です。多賀城市管工事業協同組合または上下水道部担当職員が立会います。
- ・時間帯については、各曜日とも午後1:30からとします。

(2) せん孔について

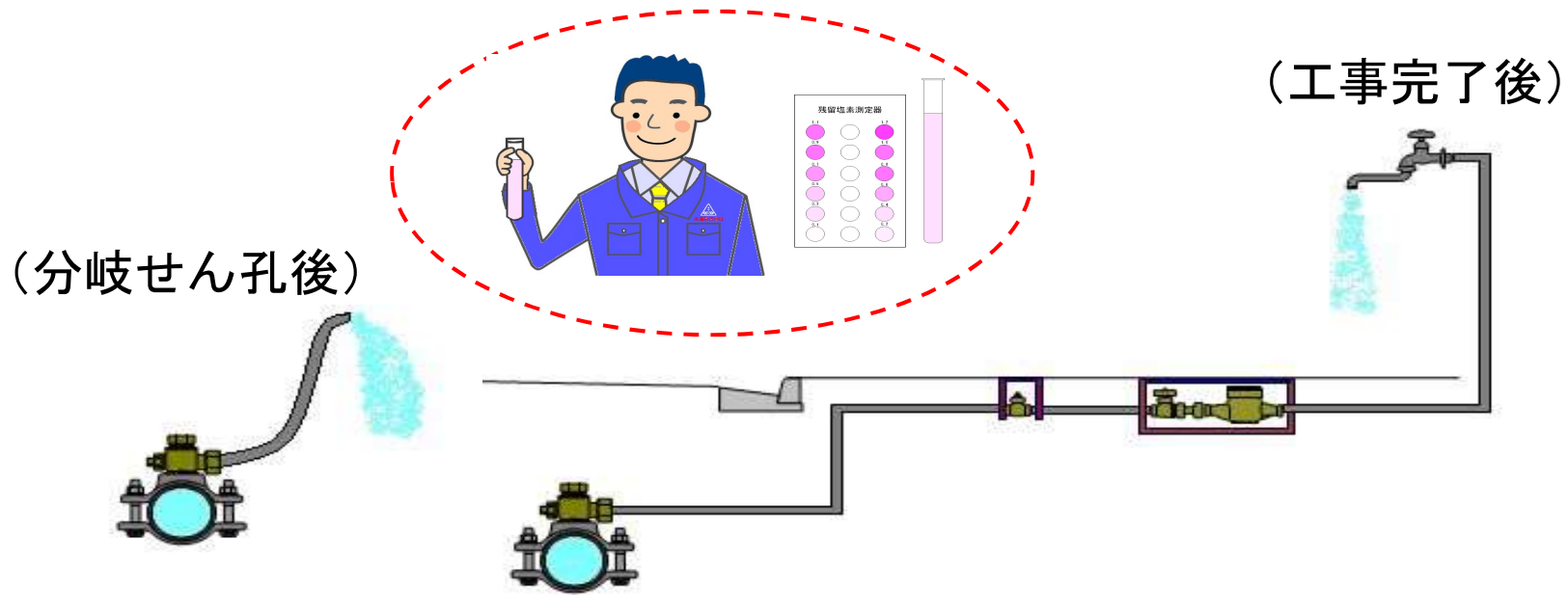
- ・穿孔作業は、多賀城市管工事業協同組合が行います。
- ・事前に道路占用許可等を受けて下さい。

(3) 断水・せん孔時の確認事項

- ・作業やせん孔作業で道路上を掘削する時は、電気、ガス、下水道、工業用水等の他の埋設物がないか**事前調査**の上、実施してください。

遊離残留塩素の測定

(遊離残留塩素の測定)



※ 残留塩素の測定は、せん孔取出し工事の際には分岐部において、工事完了後は末端給水栓において行い、間違いなく上水道管からの分岐であることを確認します。
なお、遊離残留塩素の測定値は、0.1mg/L以上です。

10 給水装置工事竣工関係について

給水装置工事竣工届(資料10)作成上の留意点

- (1) 年号(令和)を入れた年月日としてください。
- (2) 委任者、受注者の住所・氏名を確認してください。
- (3) 給水装置主任技術者の免状交付番号・氏名を確認してください。
- (4) 給水装置工事竣工届及び給水装置台帳等(以下「竣工届」という。)を提出後、現地で竣工検査を実施しますが、事前に提出いただいた竣工届出等の書類検査をおこないますので、竣工届等を提出した日から原則中**3**日を空けてください。

給水装置工事竣工届
(資料10)

様式第4号（第3条の2関係）

課 長	技術管理者	課長補佐	係 長	係 員
決裁年月日	年 月 日	取 受 番 号	第 号	

指 定 番 号	
給水装置工事 主任技術者	受付者

給 水 装 置 工 事 竣 工 届

設 置 場 所 多賀城市 中央2丁目1-1

工 事 申 込 者 多賀城 太郎

給水装置の種類 専用給水装置 ~~共用給水装置~~

工事申込年月日 令和 年 月 日

工 事 種 別 新 設 ~~改 造~~ ~~修 繕~~ ~~撤 去~~

竣 工 年 月 日 令和 年 月 日

上記のとおり竣工したので、届け出ます。

令和 年 月 日

多賀城市長 殿

委 任 者 住 所 多賀城市中央2丁目1-1
氏 名 多賀城 太郎

受 任 者 住 所 多賀城市中央2丁目25-7
(指定給水装置工事事業者) 氏 名 多賀城工事店
多賀城 史夫

給水装置工事主任技術者
免状交付番号 第123456号 氏 名 多賀城 工事

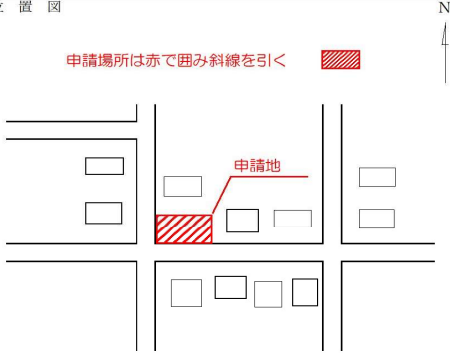
水 栓 番 号 —	取 受 番 号 第 号	受 付	
メーター番号			
指 針 m ³	竣工検査日 年 月 日		

給水装置台帳(資料11)作成上の留意点

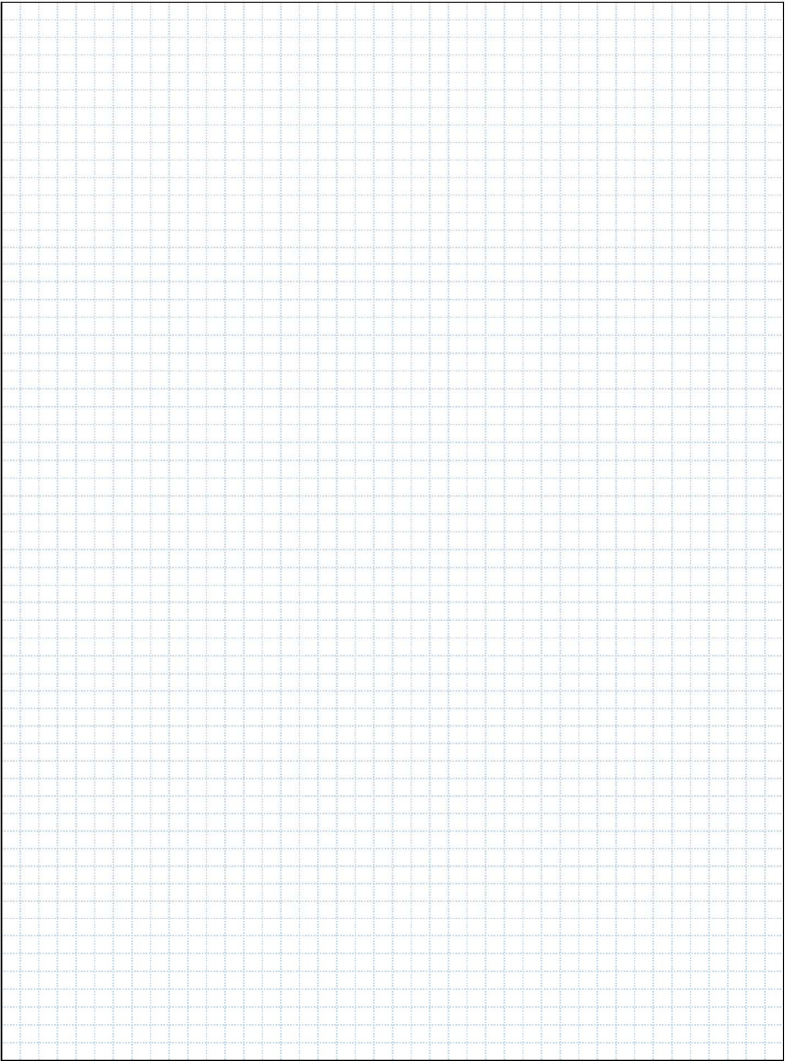
- (1) メーター上流側の使用材料の記入にあたっては竣工図と名称・規格・数量の整合がとれているか確認してください。
- (2) 位置図はのり付け不可です。
- (3) 平面図は縮尺1/100または1/150としてください。給水装置の記入にあたっては既設管部分は赤色破線、新設管部分については、赤色実線で記載願います。点検口は青色実線で記載願います。
- (4) 平面図もアイソメ図も、配水管からの分岐部分から記載してください。(既存管再利用の場合も含む。)
- (5) せん孔した場合、平面図には、分岐した配水管の深度、位置を記入してください。

- (6) 平面図にはメーター、止水栓位置のオフセットを記入してください。計測にあつては隣地境界、官民境界等から計測し、境界が不明確なときは、構造物等のような現況が変わらないところから計測願います。
- (7) 給水装置台帳が複数枚になる場合には、別紙を作成して構いません。図面が台帳に収まらない場合は、必要に応じて大きくしても構いません。その場合、A4サイズに折りたたんで添付するか、B5サイズに折りたたんで袋に入れて提出してください。
- (8) 給水装置工事チェックシート(竣工検査)(資料12)で、提出前に書類の内容をチェックしてから提出してください。

給水装置台帳(資料11)

給 水 装 置 台 帳					調 定 番 号	
					年度 第 号	
課 長	技術管理者	課長補佐	係 長	係 員	給水装置工事主任技術者	受付者
給 水 装 置				水 栓 番 号	1 1 1 1 - 2 2 2 2	
設 置 場 所	多賀城市 中央2丁目1-1					
所 有 者	住所	中央2丁目1-1			本管管種	DIP
	フリガナ氏名	タガノタカシロ 多賀城 太郎			本管口径	100 mm
本管所有者	住所				メーター口径	20 mm
	氏名	多賀城市上下水道部				
メーター上流側使用材料表					メーター番 号	B-1234
品 種	寸法	呼称	数量	承認番号		
サドル付分水栓	φ50×φ25	ケ	1		装置の種 類	専用給水装置
PP管	φ25	m	3			共用給水装置
PP管	φ20	ケ	2		工事内容	新設・改造・修繕・撤去
保温チューブ	φ20	m	3		申込年月日	令和 〇 年 〇 月 〇 日
保温チューブ	φ20	m	2		竣工年月日	令和 年 月 日
止水栓	φ25	ケ	1		検査年月日	令和 年 月 日
PPソケット	φ25×φ20	ケ	1		せん孔 断水 立会員	㊟
開閉防止型止水栓	φ20	ケ	1			
逆止弁	φ20	ケ	1			
メーターボックス	φ20用	ケ	1		竣工検査 (確認)員	㊟
防食テープ		式	1			
給水管及び給水用具の使用材料は、政令で定める基準に適合している基準適合品を使用したことを確約します。 給水装置工事主任技術者 免状交付番号 第 123456 号 氏名 多賀城 工事 指定給水装置工事事業者名(住所,氏名,印) 多賀城市中央2丁目24-7 多賀城水道工事店 代表 多賀城 史夫 Tel. 000-0000				位 置 図 申請場所は赤で囲み斜線を引く 		

給水装置工事竣工図 所有者氏名 多賀城 太郎



給水装置工事チェックシート (竣工検査) (資料12)

給水装置工事 チェックシート (竣工検査)

多賀城市

申込者

工事事業者

年 月 日作成

測定番号			
水栓番号			
工事区分	新設 ☐	改造 ☐	撤去 ☐
竣工日	年	月	日
検査予定	年	月	日

該当する項目に✓印、該当なしは一印を記入

【給水装置工事竣工届】		施行者	市
記載事項の確認	年号を入れた年月日、委任者、受注者の住所・氏名はあるか。	☐	☐
	給水装置主任技術者の免状交付番号・氏名・印はあるか。	☐	☐
	竣工時に提出する添付書類は整っているか。	☐	☐
【給水装置台帳】			
給水装置	所有者・本管所有者・管種・口径・メーター口径等記載漏れはないか。	☐	☐
メーター上流側	竣工図と名称・規格・数量の整合はとれているか。	☐	☐
使用材料	逆止弁（チャッキ）やポリエチレン管保護の保温チューブは入っているか。	☐	☐
位置図	該当箇所を赤太棒、赤斜線で表示しているか。申請地の場所が分かり易いか。	☐	☐
	位置図はのり付け不可。	☐	☐
給水装置工事竣工図	給水管のルート、給水器具等の位置、延長が計画図と整合とれているか。	☐	☐
	縮尺は1/150以上か。方向を記載しているか。	☐	☐
	配水管からの分岐（分岐止）箇所から図面を書いているか。		
	配水管・給水管の赤線は太く見易いか。今回工事…実践、既設管…破線	☐	☐
	メーター廻りの止水栓、逆止弁は見える大きさに書いてあるか。	☐	☐
	せん孔箇所の本管の深度、位置が記載されているか。	☐	☐
	丙止水・量水器位置のオフセットの記載はされているか。	☐	☐
	給水管の口径、材質は給水器具の末端まで全て記載しているか。（アイソメ図）	☐	☐
【写真管理】			
穿孔	穿孔に伴う、配水管コア（切取り）の確認及び撮影。	☐	☐
	地圧計及び常用水圧を実施している写真が提出されているか。	☐	☐
	埋め戻し工事（基準転圧ごと）がされている写真確認の添付。	☐	☐
道路等埋設部分	公道・宅地内の埋設深度が判るようにスライドロッド等を入れて撮っているか。	☐	☐
外部配管	分岐部、埋設状況、配管位置が判るように撮っているか。	☐	☐
	保温チューブ巻の写真は撮っているか。	☐	☐
	量水器・止水栓は片寄りがなく水平に設置されているか。	☐	☐
	鋼管・銅管の防食テープ巻の写真はとっているか。	☐	☐
水圧テスト	地圧計及び常用水圧を実施している写真が提出されているか。	☐	☐
	コメント欄に試験圧力、開始時間、保持時間を記載しているか。	☐	☐
手書欄		☐	☐
		☐	☐
		☐	☐

完成時には、チェックリスト写しに必要事項を確認、記入し必要書類と共に市に提出すること。

添付写真の留意点

写真については以下の点に注意して撮影してください

- (1) 水圧試験の写真（試験水圧1.0Mpa 但し、改修工事で水圧試験の範囲内に既設の給水栓や器具が接続されている時は、0.75Mpaとする。）

開始時刻の写真と10分後の終了時刻の写真

- (2) 常用水圧の写真
- (3) 屋外埋設状況の写真

埋設状況写真については、保温、防食等を完了し、埋め戻す直前の状態で撮影して下さい。

ロッド(定規)を立て、撮影する場合は、直立させ計画地盤線までの高さを計測願います。

添付写真の留意点

- (4) 屋内配管状況(床下配管部、立上がり配管部ヘッダー接続部、管の固定状況等の写真
- (5) その他の写真は「10 竣工写真の参考例」を参照願います。

11 竣工写真の参考例

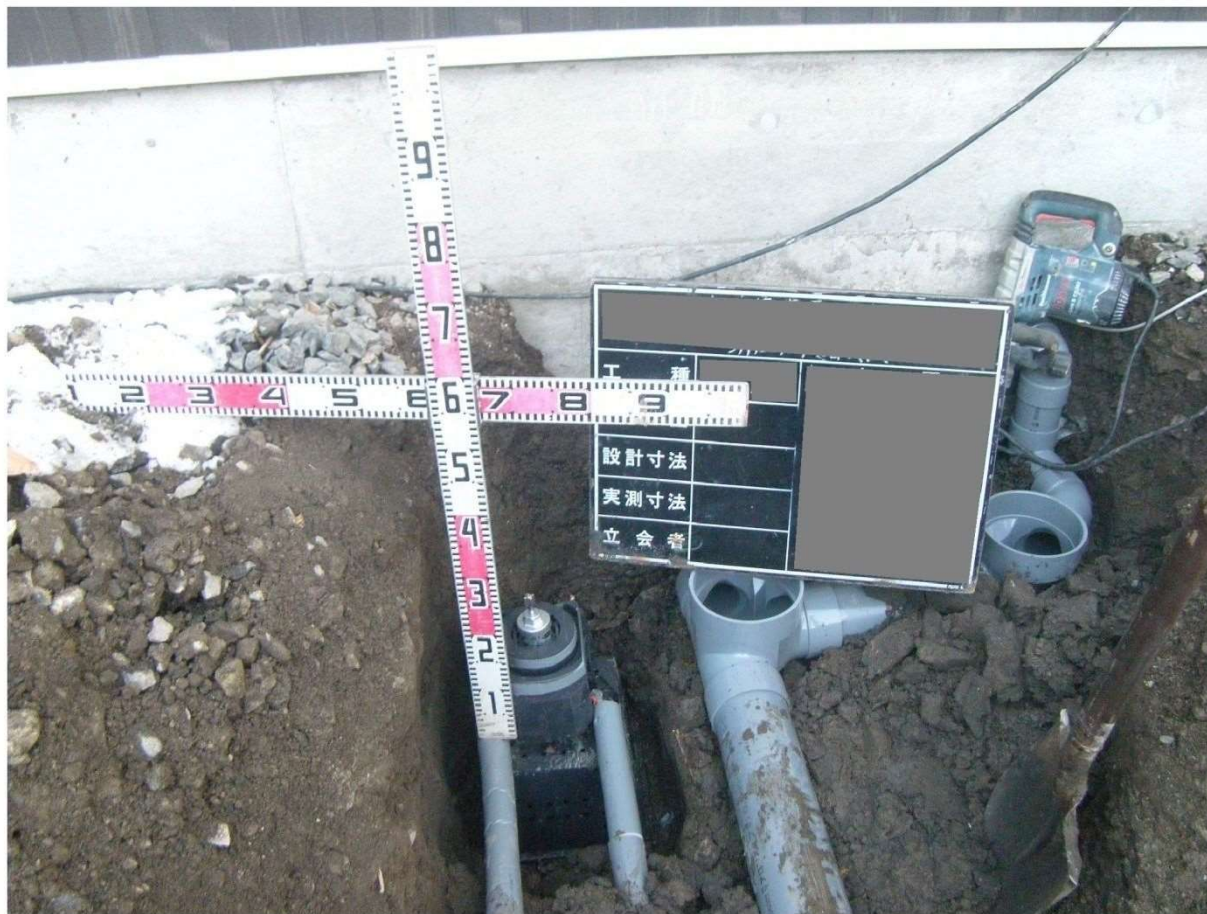
使用材料



不凍水栓部埋設状況



電動水抜栓設置状況



止水栓からメーター設置状況



鋼管(SGP)や銅管(CP)使用時、防食テープ巻状況



内部立ち上がり状況



ヘッダー配管設置状況



配管端部保護狀況



床配管固定狀況



洗面所立ち上がり状況



2階立ち上がり状況



量水器配管状況



水圧試験状況



12 給水装置工事竣工検査留意点

(1) 一般家屋等(一般)

- ・オフセット 止水栓、量水器まで計測します。
(現場と図面の寸法に誤りがないよう測量
願います。)
- ・水圧試験 共同住宅については、現地で確認します。
- ・水質検査 遊離残留塩素等の測定します。
- ・蛇口の数 竣工図面を基に建物内部を確認します。
- ・内部配管 給水管が構造物の基礎及び壁等を貫通
部の確認をします。

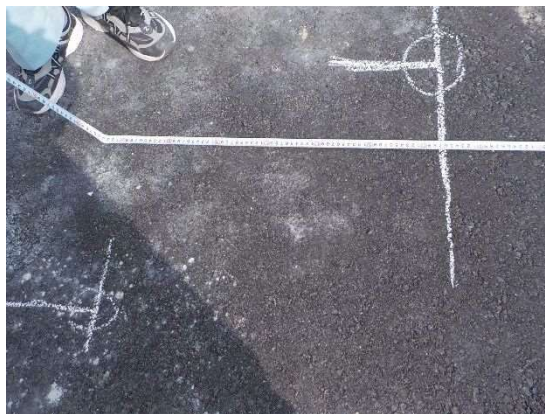
検査のポイント

(ア) 給水装置工事の竣工図書と実施工事との照合

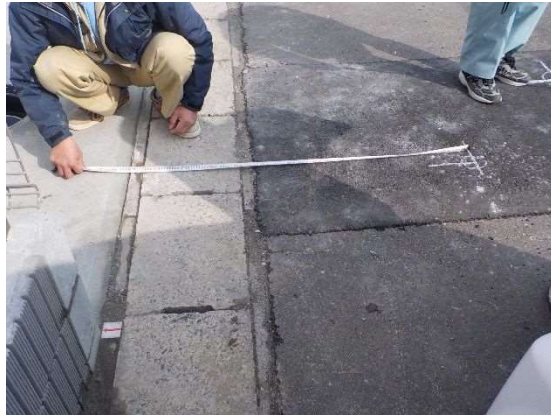
〔分岐箇所からメーター下流側継手までの管種、口径、延長、配管〕



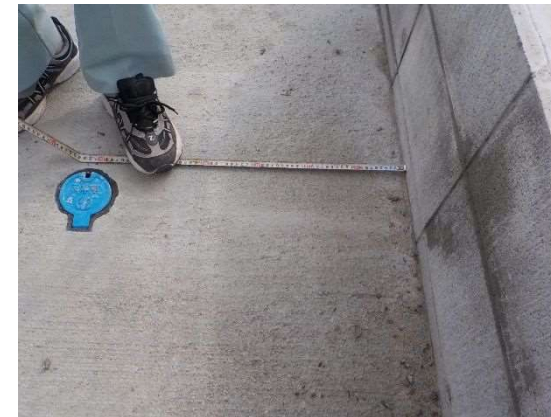
(イ) 分岐、分岐止め箇所



(ウ) 分岐部のオフセット



(エ) メーター、止水栓等の設置位置及び取付け状況



(才) 使用材料等



(カ) 給水管の埋設深度



(キ) 保護、保温工及び埋め戻し状況



(ク) 受水槽(受水槽式給水の場合)

(ケ) 水圧試験(分岐部から給水栓まで。アパートの場合)

(コ) メーター下流継手から給水栓までの配管状況



(サ) 逆止弁、水抜き栓の機能試験



(シ) 水質(残留塩素の測定)

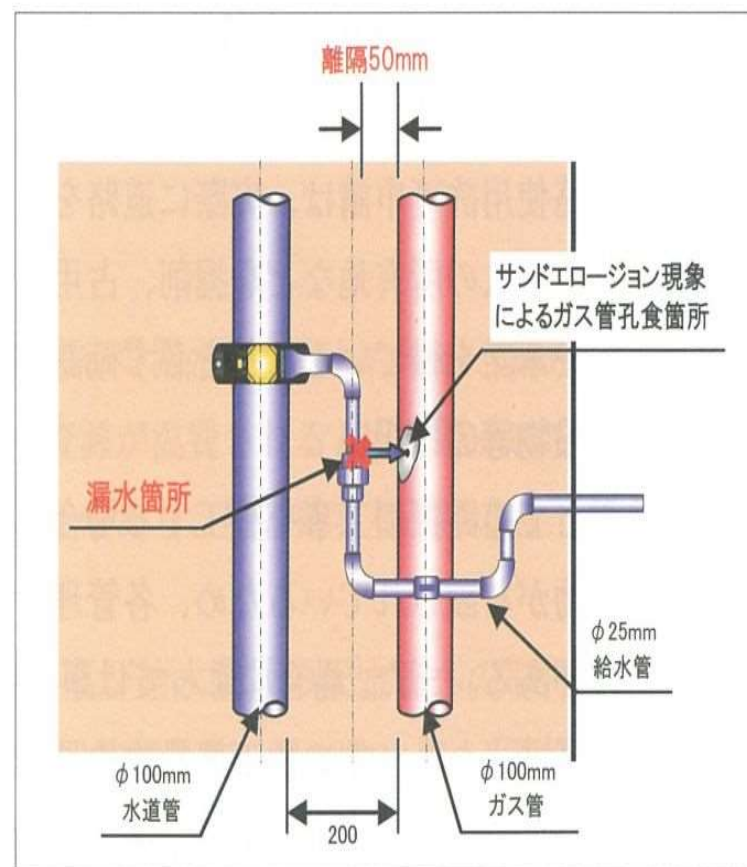


13 給水装置工事事故事例

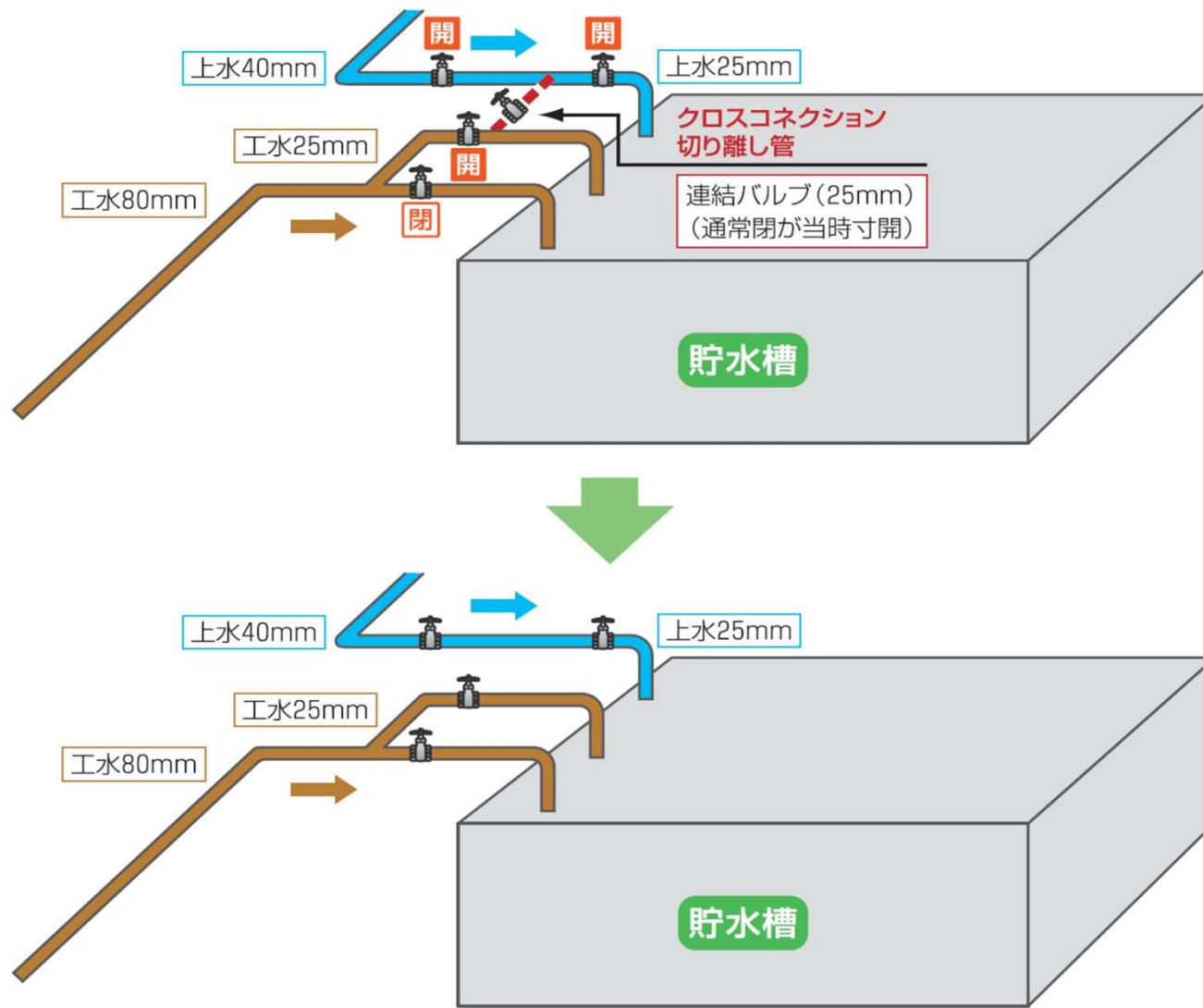
事故例 1 給水管漏水に伴うサンドエロージョン現象によるガスの供給停止

給水管（25mm）が腐食して漏水した箇所からジェット状に噴射された水が土砂と混ざり合い、近接して布設されていたガスを研磨して穴をあけ、水を流入させてしまい、近接するガス管（100mm）を破損し、付近一帯、72世帯のガス供給を不能にした。

本事例は、ガス管より後に布設された給水管が、十分な離隔距離を確保できていなかったことが原因である。なお、漏水した給水管は、既に使用されていなかったが、宅地内の止水栓で止水して水圧がかかったままの状態に残置されていた。



事故例 2：工業用水道との誤接合（クロスコネクション）



事故例 3 強風による工事看板等の飛散事故

【頻発事故の例】

- 強風で工事看板等が飛ばされ、通行人や通行車両等に激突する。

【繰り返し発生する原因】

- 急な強風に迅速に対応できない。
- 強風で工事看板等が飛ばされる危険性を考えていない。

【事故防止対策例】

- 工事看板等が飛ばされないよう、あらかじめ「おもり」で固定しておく。
- 急な強風でも迅速に対応できるよう予備の「おもり」を常備する。

